

# 福岡県公報

平成24年9月28日  
第3433号

## 目次

### 告示(第1653号-第1673号)

- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
(社会活動推進課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
(社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
(社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
(社会活動推進課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了  
(都市計画課) …………… 5
- 道路の区域の変更  
(道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更  
(道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始  
(道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更  
(道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更  
(道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更  
(道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更  
(道路維持課) …………… 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
(社会活動推進課) …………… 7
- 解除に係る保安林の所在場所等  
(農山漁村振興課) …………… 7
- 解除に係る保安林の所在場所等  
(農山漁村振興課) …………… 8
- 解除に係る保安林の所在場所等  
(農山漁村振興課) …………… 8

- 解除に係る保安林の所在場所等  
(農山漁村振興課) …………… 8
- 国土調査の成果の認証  
(農山漁村振興課) …………… 9
- 国土調査の成果の認証  
(農山漁村振興課) …………… 9
- 公 告**
- 都市計画の案に係る公聴会の開催  
(都市計画課) …………… 9
- 都市計画の案に係る公聴会の開催  
(都市計画課) …………… 10
- 平成24年度職業訓練指導員試験の実施  
(職業能力開発課) …………… 11
- 落札者等の公示  
(警察本部会計課) …………… 13
- 選挙管理委員会**
- 政治団体の設立届  
(市町村支援課) …………… 14
- 政治団体の届出事項の異動届  
(市町村支援課) …………… 15
- 政治団体の解散届  
(市町村支援課) …………… 16
- 資金管理団体の指定届  
(市町村支援課) …………… 17
- 資金管理団体の届出事項の異動届  
(市町村支援課) …………… 17
- 資金管理団体の指定取消届  
(市町村支援課) …………… 18
- 公安委員会**
- 警備員指導教育責任者講習の実施  
(警察本部生活安全総務課) …………… 18
- 海区漁業調整委員会**
- 魚油等を浸漬する全ての餌料の使用禁止  
(漁業管理課) …………… 20
- 雑 報**
- 西日本宝くじの発売条件等  
(財 政 課) …………… 21
- 西日本宝くじの発売条件等  
(財 政 課) …………… 21
- 西日本宝くじの発売条件等  
(財 政 課) …………… 22
- 西日本宝くじの発売条件等  
(財 政 課) …………… 22
- 西日本宝くじの発売条件等  
(財 政 課) …………… 23
- 西日本宝くじの発売条件等  
(財 政 課) …………… 24
- 西日本宝くじの発売条件等  
(財 政 課) …………… 24
- 西日本宝くじの発売条件等  
(財 政 課) …………… 25
- 西日本宝くじの発売条件等  
(財 政 課) …………… 25

- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………26
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………26
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………27
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………28
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………28
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………29
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………29
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………30
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………30
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………31

告 示

福岡県告示第1653号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日  
平成24年9月11日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ゆめタウン遠賀
  - (2) 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前9時30分	午前9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時00分～午後10時30分	午前8時30分～午後10時30分

福岡県告示第1654号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日  
平成24年9月11日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ゆめタウン宗像
  - (2) 所在地 福岡県宗像市田久字鍵分642-1ほか
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前9時30分 (年間60日に限り午前9時)	午前9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時00分～午後10時30分 (年間60日に限り午前8時30分～午後10時30分)	午前8時30分～午後10時30分

**福岡県告示第1655号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 志免SC
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免四丁目1297番1ほか

## 2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
  - ・交通処理は敷地内で行い、必要に応じて誘導員を設置すること
  - ・町道における交通トラブルが発生しないように配慮すること
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
  - ・立地周辺道路は、小・中学校の通学路となっているため、適正な配慮を行うこと
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクル等についての配慮
  - ・ごみ処理について協議すること
- (4) 防災・防犯対策への協力
  - ・浸水想定区域につき地盤高等注意すること
  - ・防災面を考慮した透水性舗装、浸透側溝、雨水貯留浸透ユニットなどの浸透製品を検討すること
  - ・防犯灯について必ず町内会と協議すること
- (5) 騒音の発生に係る事項
  - ・荷さばき施設における早朝・夜間時間帯の作業に係る騒音について、徹底した管理
  - ・指導をすること

## (7) 廃棄物に係る事項

- ・ごみ処理について協議すること

## (6) 街並みづくり等への配慮等

- ・特になし

## (7) その他

- ・志免町開発事業の指導を遵守すること

**福岡県告示第1656号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成24年8月13日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人西日本動物愛護協会
- (2) 代表者の氏名  
田中 麻里
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県糸島市志摩吉田字大崎1233-1
- (4) 定款に記載された目的  
(変更前)  
この法人は、一般市民に対して、動物愛護に関する啓発活動や動物の保護・育成施設の管理運営、セラピードッグなどによる高齢者福祉の増進に関する事業を行うことで、動物と市民が共生していける社会を構築すると共に、地域住民の交流イベントを開催することで活力あるまちづくりに寄与していくことを目的とする。  
(変更後)

この法人は、一般市民に対して、動物愛護に関する啓発活動や動物の愛護・保護・育成・埋葬処理施設の管理運営及び動物愛護のための助成事業等を行うことで、動物と市民が共生していける社会を構築することで活力あるまちづくりに寄与していくことを目的とする。

**福岡県告示第1657号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年8月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人チェルノブイリ医療支援ネットワーク

(2) 代表者の氏名

河上 雅夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市駅東2丁目6番26号パステル館203号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、チェルノブイリ原発事故の被害にあった人々のために、医療援助活動や、物質的・精神的支援を行うことで、被災者の福祉の向上と、日本とベラルーシ共和国の交流の促進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、チェルノブイリ原発事故などの原子力災害による被災者に対して、世界の人々と協力して、医療援助を中心とした支援を行うことで、被災者の福祉の向上と、国際交流の促進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1658号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ル・バトー

(2) 代表者の氏名

田町 菜穂子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市山川町1479番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子育てや男女共同参画のための環境づくりに取り組むとともに、自己を啓発し、社会に貢献する優れた人材の育成を図ることで、親と子が共に幸せな生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1659号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人久留米地球市民ボランティアの会

## (2) 代表者の氏名

浅野 里美

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市宮ノ陣 5 丁目12番58号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地球市民の一員として、未来を担う子どもたちを含め広く市民に対して、地球規模の課題解決のために、国際協力及び環境保全等の地域活動を通して、社会に貢献することを目的とする。

## 福岡県告示第1660号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字原口329番1、330番1、331番1及び331番4

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社 ローソン

代表者取締役 新浪 剛史

## 福岡県告示第1661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	八木山 若宮線	前	宮若市下1437番1先から 宮若市下1436番1先まで	7.3 ～ 10.7	49.5
			前	宮若市下1437番1先から 宮若市下1436番1先まで	7.0 ～ 16.0	54.5
			後	宮若市下1437番1先から 宮若市下1436番1先まで	7.3 ～ 10.7	49.5

## 福岡県告示第1662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	直方 鞍手線	前	直方市大字上新入1632番2 先から 直方市大字上新入67番1先 まで	6.4 ～ 21.0	927.8
			前	直方市大字上新入1632番2 先から 直方市大字上新入67番1先 まで	12.0 ～ 31.0	865.0

		後	直方市大字上新入1632番2先から直方市大字上新入67番1先まで	6.4 ～ 21.7	965.6
		後	直方市大字上新入1632番2先から直方市大字上新入67番1先まで	12.0 ～ 31.0	865.0

**福岡県告示第1663号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方線 鞍手線	直方市大字上新入1899番4先から直方市大字上新入1886番1先まで
直方	直方線 鞍手線	直方市大字上新入2005番1先から直方市大字上新入2001番1先まで
直方	直方線 鞍手線	直方市大字上新入65番12先から直方市大字上新入63番1先まで
直方	直方線 鞍手線	直方市大字上新入63番1先から直方市大字上新入67番1先まで

**福岡県告示第1664号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	山内富線	前	豊前市大字鬼木160番先から築上郡上毛町大字緒方436番1先まで	4.0 ～ 20.2	1,173.4
			前	豊前市大字鬼木160番先から築上郡上毛町大字緒方436番1先まで	4.4 ～ 45.0	1,423.1
			後	豊前市大字鬼木160番先から築上郡上毛町大字緒方436番1先まで	4.0 ～ 20.2	1,173.4
			前後	豊前市大字鬼木160番先から築上郡上毛町大字緒方436番1先まで	4.4 ～ 31.8	1,423.1

**福岡県告示第1665号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
京築	県道	鬼木三毛門線	前	豊前市大字鬼木465番1先から豊前市大字久路土414番3先まで	11.0 ～ 14.6	480.0	うち一般県道226号山内吉富線重用延長219.5m
			後	豊前市大字鬼木465番1先から豊前市大字久路土414番3先まで	11.0 ～ 14.6		うち一般県道226号山内吉富線重用延長219.5m
			後	豊前市大字鬼木465番1先から豊前市大字久路土414番3先まで	9.4 ～ 14.6		495.5

**福岡県告示第1666号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
京築	県道	松尾雲線	前	築上郡上毛町大字緒方489番先から築上郡上毛町大字緒方477番2先まで	10.9 ～ 12.5	130.3	
			後	築上郡上毛町大字緒方489番先から築上郡上毛町大字緒方477番2先まで	10.9 ～ 12.5		130.3

			後	築上郡上毛町大字緒方489番先から築上郡上毛町大字緒方477番2先まで	9.5 ～ 12.5	145.6
--	--	--	---	-------------------------------------	------------------	-------

**福岡県告示第1667号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成24年9月3日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称  
NPO法人 飯塚市青少年健全育成会連絡協議会
- 代表者の氏名  
久保 満男
- 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市伊岐須869番地1
- 定款に記載された目的

この法人は、青少年の健全育成を目的として活動する会員相互の連携のもと、地域住民への青少年健全育成の啓発活動を行うとともに、青少年の社会的自立を促し、国、県及び市の青少年健全育成の施策に呼応して、健康で情操豊かな青少年を育成するための事業を行い、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1668号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川横瀬字荒谷468、472の2、475の2、字ウド574の6、575の3、字堂ヶ迫670の9、673の3、674の3、675の3、676の2、679の2、670の10・671の3・675の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字西ノ原719の2、721の3、727の2、775の2、711の2・717の2・728の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字コヤ子780の2（次の図に示す部分に限る。）、780の4、781の2、781の4、字一ノ坂848の2、849、850、851の2、855の2（次の図に示す部分に限る。）、856、879の1、880の4、882の1、893の13、893の14、893の19、893の20、893の22、899の3、899の4、字コフノ本920の6、字ヘリ山921の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1669号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字向山1305の2、1305の3、字明賀ノ谷1512の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1670号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川上伊良原字川屋11の3、15の3、15の4（次の図に示す部分に限る。）、16の3、16の5、16の6、20の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1671号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

糟屋郡粕屋町大字大隈字丸山1181の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備



## 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び粕屋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1672号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	大字弓削田の一部	平成24年9月18日
田川郡赤村	平成21年度から平成22年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	平成24年9月18日
築上郡上毛町	平成21年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	大字宇野の一部	平成24年9月18日

## 福岡県告示第1673号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	大字猪国の一部	平成24年9月18日

公告

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称  
大牟田都市計画道路3・5・7号渡瀬駅・黒崎線  
大牟田都市計画道路3・4・14号江浦・原線

## 2 開催の日時及び場所

## (1) 日時

平成24年10月22日 午後7時から9時まで

## (2) 場所

みやま市役所4階大会議室（みやま市瀬高町小川5番地）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 大牟田都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・7号渡瀬駅・黒崎線	起点 みやま市高田町濃施字濃施中 終点 みやま市高田町黒崎開字三十丁 主な経過地 みやま市高田町北新開字古賀	約3,740メートル
3・4・14号江浦・原線	起点 みやま市高田町江浦字川崎 終点 みやま市高田町原字元原 主な経過地 みやま市高田町今福字中別当	約3,590メートル

## (2) 閲覧

平成24年9月28日から同年10月12日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及びみやま市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成24年10月12日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

### (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

### (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問合せにより確認すること。

### (3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

### 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

宇美都市計画道路3・3・1号志免宇美線

宇美都市計画道路3・3・2号粕屋宇美線

宇美都市計画道路3・3・9号大野城長谷線

宇美都市計画道路3・3・10号木河太宰府線

宇美都市計画道路3・4・8号辻荒木佐谷線

宇美都市計画道路3・4・11号下宇美炭焼線

宇美都市計画道路3・4・6号四王寺坂若草線

### 2 開催の日時及び場所

### (1) 日時

平成24年10月23日 午後7時から9時まで

### (2) 場所

宇美町役場 大会議室（糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

### (1) 宇美都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・3・1号志免宇美線	起点 糟屋郡宇美町大字井野字長瀬 終点 糟屋郡宇美町貴船三丁目 主な経過地 糟屋郡宇美町大字宇美字上角	約1,990メートル
3・3・2号粕屋宇美線	起点 糟屋郡宇美町桜原一丁目 終点 糟屋郡宇美町大字宇美字笹草原 主な経過地 糟屋郡宇美町宇美東一丁目	約3,480メートル
3・3・9号大野城長谷線	起点 糟屋郡宇美町大字炭焼字長谷 終点 糟屋郡宇美町貴船三丁目 主な経過地 糟屋郡宇美町大字炭焼字長谷	約160メートル
3・3・10号木河太宰府線	起点 糟屋郡宇美町貴船三丁目 終点 糟屋郡宇美町大字炭焼字鍋ヶ浦 主な経過地 糟屋郡宇美町原田一丁目	約3,570メートル
3・4・8号辻荒木佐谷線	起点 糟屋郡宇美町宇美六丁目 終点 糟屋郡宇美町桜原二丁目 主な経過地 糟屋郡宇美町大字宇美字早見	約2,340メートル
3・4・11号下宇美辻荒木線	起点 糟屋郡宇美町光正寺二丁目 終点 糟屋郡宇美町宇美三丁目 主な経過地 糟屋郡宇美町宇美一丁目	約1,590メートル
3・4・6号四王寺坂若草線	(廃止する)	

### (2) 閲覧

平成24年9月28日から同年10月12日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び宇美町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成24年10月12日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

#### 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

#### 6 その他

##### (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

##### (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

##### (3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

### 公告

平成24年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成24年9月28日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 試験職種

ア 実技試験及び学科試験を行うもの

情報処理科

イ 学科試験を行うもの

和裁科

ウ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

(1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鑄造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろろ製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテリア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (101) デザイン科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 事務科 (106) 貿易事務科 (107) 流通ビジネス科 (108) 写真科 (109) 介護サービス科 (110) 理容科 (111) 美容科 (112) ホテル・旅館・レストラン科 (113) 観光ビジネス科 (114) 日本料理科 (115) 中国料理科 (116) 西洋料理科 (117) 臨床検査科 (118) フラワー装飾科 (119) メカトロニクス科 (121) フォークリフト科 (122) 建築物衛生管理科 (123) 福祉工学科

#### 2 受験資格

ア 情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第3項及び第4項のいずれかの項に該当することにより、情報処理科の受験資格を有する者

イ 和裁科を受験する場合

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、和裁科の実技試験の全部の免除を受けることのできる者

ウ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

職業能力開発促進法施行規則第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第1号の2に規定する専門課程の養成訓練に相当するもの）を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目
和裁科	1 学科試験 (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） ②縫製法（縫製法、縫製用材料） ③安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 ①和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） ②被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）

情報処理科	<p>1 学科試験</p> <p>(1) 指導方法</p> <p>(2) 関連学科のうち系基礎学科</p> <p>①ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構造）</p> <p>②ハードウェア（情報理論、CPU、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ）</p> <p>③ネットワーク（プロトコル、LAN）</p> <p>④情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ）</p> <p>⑤経営工学（経営管理、生産管理）</p> <p>⑥安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(3) 関連学科のうち専攻学科</p> <p>①システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計）</p> <p>2 実技試験（ペーパーテスト）</p> <p>システム設計、プログラム設計</p>
1のウの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期 日	場 所
和裁科	学科試験	平成24年12月4日（火曜日）	福岡県吉塚合同庁舎803号室 （福岡市博多区吉塚本町13番50号）
情報処理科	実技試験 学科試験		
1のウの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法		

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時から午後5時までの間において、別に指示する時間とする。

。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職

業能力開発課」という。）へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票（受験票には50円切手を、写真票には写真を貼ること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、実技試験申込みにあつては15,800円を、学科試験申込みにあつては3,100円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受付期間は、平成24年10月26日（金曜日）から平成24年11月2日（金曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

(1) 合格者の氏名は、平成24年12月21日（金曜日）に発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課（電話 092-643-3601）に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称  
遠隔地警察署登録端末等機器賃貸
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
66,843,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成24年7月17日

**選挙管理委員会**

**福岡県選挙管理委員会告示第99号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年8月1日～8月31日

- (1) 政党の支部  
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
国民の生活が第一福岡県総支部連合会	古賀 敬章	横大路 政則	福津市中央1-7-18 第6山田ビル	○	平成24年8月30日

(1 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
植木隆信後援会	伊藤 好信	益田 忠信	宗像市城西ヶ丘4-18-6	平成24年8月10日
末吉たかし後援会	末吉 孝	小田 昭人	宗像市日の里5-3-89(67-204)	平成24年8月9日
千住直道後援会	千住 直道	千住 照子	宗像市池田3116-23	平成24年8月17日

(3 団体)

(ロ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
村岡ちあき後援会	村岡 智明	村岡 智明	大野城市下大利1-3-14	衆議院議員	平成24年8月20日

(1 団体)

(ハ) 法19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
村岡ちあき後援会	村岡 智明	村岡 智明	大野城市下大利1-3-14	村岡 智明	衆議院議員	平成24年8月20日

(1 団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第100号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成24年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成24年8月1日～8月31日

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
社会民主党福岡県連合	会計責任者	富原 茂昭	中垣 貞雄	平成24年8月28日	平成24年8月28日

日本共産党筑紫朝倉地区委員会	代表者	小原 敏嗣	吉居 俊彦	平成24年7月1日	平成24年8月20日
みんなの党福岡県第3区支部	会計責任者	寺島 節代	横木 僚太	平成24年5月1日	平成24年8月1日

(3団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
新開裕司後援会	会計責任者	中村 政之	新開 崇司	平成24年8月1日	平成24年8月1日
てらしま浩幸後援会	会計責任者	寺島 節代	横木 僚太	平成24年5月1日	平成24年8月1日
野村やすなり後援会	会計責任者	高田 正則	中島 勲	平成24年8月22日	平成24年8月27日
はやま直伸後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡篠栗町大字篠栗3705-5	糟屋郡篠栗町大字篠栗5025-2	平成24年8月6日	平成24年8月6日
	会計責任者	葉山 和枝	葉山 直道		
福岡市医師連盟	会計責任者	長柄 均	下村 国寿	平成24年7月30日	平成24年8月8日
ほし正彦後援会	代表者	福島 守	吉田 悟	平成24年8月7日	平成24年8月7日
	会計責任者	星 久美子	福島 守		
渡辺ともよし後援会	主たる事務所の所在地	古賀市天神2-1-34-1006	古賀市天神1-2-20	平成24年8月1日	平成24年8月23日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成23年4月1日	
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		渡辺 具能、衆議院議員		

(7団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第101号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成24年8月1日～8月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
みんなの党福岡県議会第7支部	平成24年7月31日	平成24年8月10日

(1団体)



(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
市場義久後援会	平成23年12月31日	平成24年8月10日
植木隆信後援会	平成23年12月1日	平成24年8月10日
こうや正幸後援会	平成23年4月5日	平成24年8月27日
末吉たかし後援会	平成23年12月30日	平成24年8月9日
山下とみ子後援会	平成24年7月15日	平成24年8月24日

(5団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第102号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の

とおり告示する。

平成24年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年8月1日～8月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
村岡 智明	衆議院議員	村岡ちあき後援会	大野城市下大利1-3-14	村岡 智明	平成24年8月19日	平成24年8月20日

(1団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第103号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

。

平成24年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年8月1日～8月31日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
加治 忠一	香春町長	かじ忠一後援会	公職の種類	町長 現職	町議 候補者	平成14年2月24日	平成24年8月27日
長崎 武利	新宮町長	長崎武利後援会	公職の種類	町長 現職	町議 現職	平成23年4月24日	平成24年8月27日
葉山 直伸	篠栗町議会議員	はやま直伸後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡篠栗町大字篠栗3705-5	糟屋郡篠栗町大字篠栗5025-2	平成24年8月6日	平成24年8月6日

(3団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成24年8月1日～8月31日

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
神谷 正幸	宮若市議会議員	こうや正幸後援会	神谷 正幸	平成23年4月5日	平成24年8月27日

(1団体)

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第261号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成24年9月28日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

## 2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成24年11月20日（火）から同年11月28日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

## (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成24年11月26日（月）から同年11月28日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

## 3 受講定員

## (1) 新規取得講習

36名

## (2) 追加取得講習

12名

## 4 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

## (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

## 5 受講申込手続等

## (1) 受付期間

平成24年10月31日（水）から同年11月2日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

## (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## (3) 必要書類

## ア 新規取得講習

## (ア) 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

## (イ) 必要に応じて添付すべき書類

前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

## a 4(1)アに該当する者

(a) 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

## (b) 履歴書

## b 4(1)イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

## c 4(1)ウに該当する者

(a) 合格証明書（2級）の写し

(b) 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## d 4(1)エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

## e 4(1)オに該当する者

(a) 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

(b) 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 前記5(4)アに掲げる書面

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続期間内（2

日間）に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、新規取得講習については、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

## 海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第153号

筑前海区における釣り及び延なわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成24年9月28日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

魚油等の油性物に浸漬したすべての餌料及び擬似餌（通称：油いか）を使用した釣り及び延なわ漁業の操業を禁止する。

3 指示の有効期間

平成24年10月1日から平成27年9月30日まで

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2062回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2062回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組

4 証票金額 1枚 100円

5 発売期間 平成24年10月3日から

平成24年10月16日まで

6 抽せん日 平成24年10月18日

7 当せん金支払開始日 平成24年10月23日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	900本
5 等	5,000円	3,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注意事項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2063回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2063回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成24年10月17日から  
平成24年10月30日まで
- 6 抽せん日 平成24年11月1日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年11月6日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	50,000,000円	2本
1等の前後賞	10,000,000円	4本
1等の組違い賞	100,000円	68本
2等	1,000,000円	6本
3等	100,000円	70本
4等	10,000円	3,500本
5等	1,000円	35,000本
6等	200円	350,000本
幸運の女神賞	50,000円	350本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2064回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

- 平成24年9月28日  
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において
- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名称 第2064回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成24年10月24日から  
平成24年11月6日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成24年10月24日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	100,000円	170本
2等	10,000円	830本
3等	100円	500,000本
当たり矢スクラッチ賞	5,000円	30,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2065回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2065回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成24年10月31日から  
平成24年11月13日まで
- 6 抽せん日 平成24年11月15日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年11月20日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	7,770,000円	3本
2 等	100,000円	150本
3 等	10,000円	3,000本
4 等	1,000円	30,000本
5 等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2066回  
西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2066回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成24年11月14日から  
平成24年11月27日まで
- 6 抽せん日 平成24年11月29日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年12月4日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	9本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	600本
5 等	3,000円	12,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第22号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2067回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2067回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成24年11月21日から  
平成24年12月4日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成24年11月21日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	18本
2等	100,000円	36本
3等	10,000円	852本
4等	5,000円	30,000本
5等	500円	59,880本

6等	200円	300,000本
----	------	----------

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第23号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2068回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2068回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円  
450万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成24年12月12日から  
平成24年12月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成24年12月12日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	300,000円	45本
2等	30,000円	153本
3等	20,000円	765本



4	等	500円	113,040本
5	等	200円	450,000本
クリスマス賞		10,000円	22,500本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第24号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2069回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2069回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,500,000,000円  
10万通 75組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成24年12月22日から  
平成25年1月8日まで
- 6 抽せん日 平成25年1月10日
- 7 当せん金支払開始日 平成25年1月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	180,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	74本
2 等	5,000,000円	3本
3 等	3,000,000円	4本
4 等	1,000円	75,000本
5 等	200円	750,000本
一富士賞	1,000,000円	75本
二鷹賞	100,000円	750本
三茄子賞	10,000円	7,500本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第25号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2070回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2070回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,200,000,000円

600万通

- 4 証 票 金 額 1 枚 200円  
 5 発 売 期 間 平成24年12月26日から  
 平成25年1月8日まで  
 6 当せん金支払開始日 平成24年12月26日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	12本
2 等	100,000円	108本
3 等	30,000円	168本
4 等	500円	183,696本
5 等	200円	600,000本
お年玉賞	5,000円	60,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第26号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2071回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2071回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
 10万通 30組  
 4 証 票 金 額 1 枚 100円  
 5 発 売 期 間 平成25年1月9日から  
 平成25年1月22日まで  
 6 抽 せ ん 日 平成25年1月24日  
 7 当せん金支払開始日 平成25年1月29日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	9本
3 等	100,000円	90本
4 等	10,000円	600本
5 等	3,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第27号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2072回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2072回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成25年1月16日から  
平成25年1月29日まで
- 6 抽せん日 平成25年1月31日
- 7 当せん金支払開始日 平成25年2月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	100,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	5本
3等	100,000円	30本
4等	30,000円	300本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	300,000本
冬のビッグチャンス賞	10,000円	6,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2073回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2073回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成25年1月23日から  
平成25年2月5日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成25年1月23日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	15本
2等	30,000円	130本
3等	10,000円	12,500本
4等	500円	76,940本
5等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第29号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2074回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2074回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成25年1月30日から  
平成25年2月12日まで
- 6 抽せん日 平成25年2月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成25年2月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	40,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2等	1,000,000円	3本
3等	50,000円	30本
4等	10,000円	600本

5等	5,000円	3,000本
6等	1,000円	30,000本
7等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第30号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2075回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2075回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成25年2月6日から  
平成25年2月19日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成25年2月6日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	12本

2	等	30,000円	150本
3	等	500円	86,820本
4	等	200円	300,000本
バレンタイン賞		5,000円	30,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第31号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2076回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2076回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成25年2月13日から  
平成25年2月26日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成25年2月28日
- 7 当せん金支払開始日 平成25年3月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	1 本
1 等 の 前 後 賞	5,000,000円	2 本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	29 本
2 等	1,000,000円	6 本
3 等	100,000円	60 本
4 等	10,000円	1,200 本
5 等	3,000円	6,000 本
6 等	1,000円	30,000 本
7 等	100円	300,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第32号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2077回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2077回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組

- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成25年2月27日から  
平成25年3月12日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成25年3月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成25年3月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	30,000,000円	1 本
1 等 の 前 後 賞	1,000,000円	2 本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	29 本
2 等	1,000,000円	6 本
3 等	100,000円	60 本
4 等	10,000円	900 本
5 等	3,000円	6,000 本
6 等	1,000円	30,000 本
7 等	100円	300,000 本

- 9 注 意 事 項
  - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
  - (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第33号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2078回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2078回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成25年3月6日から  
平成25年3月19日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成25年3月6日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	5 本
2 等	1,000,000円	10 本
3 等	50,000円	100 本
4 等	5,000円	12,500 本
5 等	500円	95,600 本
6 等	200円	250,000 本

- 8 注 意 事 項
  - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
  - (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第34号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2079回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2079回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成25年3月13日から  
平成25年3月26日まで
- 6 抽せん日 平成25年3月28日
- 7 当せん金支払開始日 平成25年4月2日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	50,000,000円	2本
1等の前後賞	10,000,000円	4本
1等の組違い賞	100,000円	58本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	30本
4等	1,000円	30,000本
5等	200円	300,000本
春きらきら賞	10,000円	3,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第35号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2080回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2080回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成25年3月20日から  
平成25年3月31日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成25年3月20日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	12本
2等	30,000円	68本
3等	500円	63,680本
4等	200円	200,000本
幸運の女神賞	10,000円	10,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。